

監 査 告 示

苫小牧港管理組合監査委員告示第1号

令和4年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果 に基づき講じた措置の公表について

令和4年度苫小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年3月2日付けで苫小牧港管理組合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年3月30日

苫小牧港管理組合監査委員 永 山 秀 明



苫小牧港管理組合監査委員 神 山 哲太郎



苫 港 総 第 8 1 号
令和 5 年 3 月 2 日

苫小牧港管理組合

監査委員 永山 秀明 様
監査委員 神山 哲太郎 様

苫小牧港管理組合

管理者 苫小牧市長 岩倉 博文



令和 4 年度定期監査に対する措置について（通知）

令和 4 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1) 定期監査		
ア	産業廃棄物の処理を排出事業者として自ら産業廃棄物処理業者に委託すべきところ、処理業務の契約を締結した受託者を排出事業者とし、当該受託者から産業廃棄物処理業者に処理を委託しているものが見られた。	産業廃棄物排出時における収集運搬・処分業者との契約締結（処理委託）やマニフェストの取り扱いについて、職員周知を行った。 また、令和 4 年度より、産業廃棄物処理は原則総務課で一括して単価契約を締結していることについて内部共有を行い、再発防止を図った。
イ	時間外勤務手当に該当しない休日勤務手当の時間を時間外勤務の 60 時間の算定に含めているものが見られた。	休日勤務手当の考え方や処理方法、時間外・休日勤務命令簿の記載方法等について職員周知を行うとともに、研修を実施して担当職員間で認識の統一を図った。また、算定誤りにより生じた時間外勤務手当の過支給分について返納処理を行った。